

令和4年度 第1回
宗像市国民健康保険運営協議会
会議資料

令和4年8月9日
健康福祉部国保医療課

国民健康保険運営協議会の概要

1 設置の目的

運営協議会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に設置される市町村長の附属機関です。設置の趣旨は、市町村の議会以外の場においても市民や関係団体の代表者から意見や考えを聞き、国保事業を多角的な視点で議論することにより、それぞれの立場の利害を調整して事業運営を円滑に進めていくというものです。

2 委員の構成及び任期、身分

運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織され、委員の定数は条例で定めています。また、宗像市では、退職者医療制度の創設に伴い、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織しています。会には会長が1名おかれ、会長は公益を代表する委員のうちから全委員の選挙により選出します。委員の任期は3年です。委員は非常勤の特別職に属する地方公務員となります。

3 審議事項

運営協議会は、国保事業の運営に関する重要事項を審議しますが、この重要事項とは国保事業の基本となすべき事項及び保険財政に重大な影響を及ぼす事項です。具体的には、一部負担金の負担割合や保険税の賦課方式・税率、保険給付の種類及び内容の変更、保健事業の実施大綱の策定などです。本会は市町村長の諮問に応じるとともに、諮問事項に関し意見を述べることができます。

4 協議会傍聴

市の諮問機関でありますこの運営協議会は原則、公開としております。議題において会議を非公開にすることができます。傍聴を希望される場合は、傍聴届を提出していただく必要があります。傍聴手続きや入場制限、傍聴人の遵守事項等につきましては傍聴要領に必要な事項を記載しております。

5 議事録

議事録も公開で2名の委員と会長の署名が必要になります。議事録は2つ用意します。1つは議事を細かに書き起こしたもの。もう1つは公開用として、個人情報省き、委員の氏名はA委員、B委員というように個人名を出さず、なおかつ細かなところは要点をまとめて記載してホームページで公開します。署名委員は2部とも確認していただき、署名をいただくこととなります。

○宗像市国民健康保険運営協議会規則

平成15年4月1日

規則第69号

改正 平成16年12月28日規則第37号

平成30年3月28日規則第10号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市国民健康保険条例(平成15年宗像市条例第91号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、宗像市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平30規則10・一部改正)

(会長)

第2条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(平30規則10・旧第3条繰上)

(会議)

第3条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議は、条例第2条の2に規定する委員の過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平30規則10・旧第4条繰上・一部改正)

(除斥)

第4条 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(平30規則10・旧第5条繰上)

(利害関係者の出席)

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、審議に係る利害関係者に対し、出席を求めることができる。

(平30規則10・旧第6条繰上・一部改正)

(会議録)

第6条 議長は、議事録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(平30規則10・旧第7条繰上)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部国保医療課において処理する。

(平16規則37・一部改正、平30規則10・旧第8条繰上)

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平30規則10・旧第9条繰上)

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月28日規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

宗像市国民健康保険運営協議会傍聴要領

(趣旨)

- 1 この要領は、宗像市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開基準)

- 2 協議会の会議(以下「会議」という。)は原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は会議を公開しないことができる。
 - (1) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な運営を妨げられるおそれがある場合
 - (2) 公開することにより、特定の個人や団体に不利益を与えるおそれがある場合
 - (3) その他、協議会の会長(以下「会長」という。)が、会議の秩序を保つために必要と認める場合

(傍聴の手続き)

- 3 傍聴の手続きは、次の事項のとおりとする。
 - (1) 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、宗像市国民健康保険運営協議会傍聴届(様式第1号)に住所及び氏名を記入し、申込みをするものとする。
 - (2) 傍聴受付は、会議の開催時刻の30分前から受付を開始するものとするが、傍聴希望者が定数を超えるときは、受け付けの先着順とする。
 - (3) 傍聴人には、傍聴整理番号を交付する。
 - (4) 傍聴人は、会議開催の5分前までに、受付に傍聴整理番号を提示し、係員の指示に従い入場する。
 - (5) 会議開会後は、傍聴希望者が定員に満たない場合であっても受け付けを行わない。

(傍聴人の定数)

- 4 傍聴人の定員は、会場の規模に応じて会長が定めるものとする。

(入場の制限)

- 5 次の各号に該当する者は、入場できないものとする。
 - (1) 傍聴席が満席のとき。
 - (2) 会議が非公開で開催されるとき。

(入場の禁止)

- 6 次の各号に該当する者は、入場を禁止する。
 - (1) 酒気を帯びている者。
 - (2) 凶器、火気、旗、プラカード、のぼり、拡声器、ラジオ、笛、太鼓、ラッパ等会議の妨害となる恐れがあるものを携帯している者。
 - (3) その他会議を妨害する恐れがある者

(傍聴人の遵守事項)

- 7 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れてはならない。
- (2) 発言、拍手等により議事に対する賛否を表明してはならない。
- (3) 私語、談笑等会議の妨害となる行為をしてはならない。
- (4) 他の傍聴人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (5) 飲食又は喫煙をしてはならない。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を入れてはならない。
- (7) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。
ただし、会長が認めた場合はこの限りでない。
- (8) 傍聴人は、会議終了後直ちに退場しなければならない。
- (9) 会場が非公開に切り替えられたときは、退場しなければならない。
- (10) 上記のほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害になるような行為をしない。
- (11) 会議資料は、退場時に持ち帰ってはならない。

(会議の秩序維持)

8 会議の秩序維持のため次の事項を定める。

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するにあたっては、会長の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴人が上記7の事項を遵守しないときは、会長は必要な措置を命じることができる。
- (3) 傍聴人が会長の指示又は命令に従わないときは、退場を命じることができる。

(その他)

9 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、その都度会長が決定するものとする。

附則

この要領は、平成24年2月14日から施行する。

宗像市国民健康保険運営協議会委員

委員の構成

区 分	定数	選 任 例
被保険者を代表する委員	(4人)	宗像市国民健康保険の被保険者(農業、漁業、商業などを営む方)から選任。
保険医又は保険薬剤師を代表する委員	(4人)	宗像医師会、宗像歯科医師会、宗像薬剤師会に選出を依頼し、選任。
公益を代表する委員	(4人)	学識経験者などから選任。
被用者保険等保険者を代表する委員	(1人)	健康保険組合連合会福岡連合会に選出を依頼し選任。

委員の任期

3年間(令和4年4月1日から令和7年3月31日まで)

開催予定等

年間2回程度、1回当たり2時間程度

報酬及び費用弁償

区 分	報 酬	費用弁償
会 長	日額5,400円	1回2,000円
委 員	日額5,000円	1回2,000円

令和4・5・6年度宗像市国民健康保険運営協議会委員

令和4年4月1日現在

区分		氏名	委員番号
1号委員	被保険者代表委員	アライ 荒井 かおり	1
		ツジ ノブコ 辻 伸子	2
		アクネ フミコ 阿久根 文子	3
		イガ ミホ 伊賀 美穂	4
2号委員	国民健康保険医(医科・歯科)薬剤師代表委員	ミヤケ ヨウ 三宅 陽	5
		イワノ アユム 岩野 歩	6
		タマイ キョウイチ 玉井 郷一	7
		クロキ コウジ 黒木 幸治	8
3号委員	公益代表委員	シバタ ユウジ 柴田 祐治	9
		フチガミ マサノリ 渕上 雅典	10
		オガタ アヤコ 緒方 文子	11
		ウメキ ヨウコ 梅木 陽子	12
4号委員	被用者保険等 保険者代表委員	ホサカ カツヒロ 穂坂 克博	13

任期:令和7年3月31日まで

【宗像市国民健康保険の概況】

○被保険者の状況

区分		R2年度	R3年度	R4年度	対全市割合 構成割合	R3・4比較	
		(決算)	(当初予算)	(当初予算)			
全市	世帯数(世帯)	44,078	43,567	44,045		478	1.1%
	人口(人)	96,931	97,177	97,201		24	0.0%
	時点	R3.3.31	R3.1.31	R4.1.31			
国保 (年度平均)	世帯数(世帯)	12,554	11,789	11,992	27.2%	203	1.7%
	一般被保険者	12,554	11,789	11,992	100.0%	203	1.7%
	退職被保険者等	0	0	0	0.0%	0	0.0%
	被保険者数(人)	19,748	19,293	18,940	19.5%	△353	△1.8%
	一般被保険者	19,748	19,293	18,940	100.0%	△353	△1.8%
	退職被保険者等	0	0	0	0.0%	0	0.0%
	介護第2号被保険者(人)	5,621	5,392	5,348	5.5%	△44	△0.8%

○国民健康保険税率(額)、課税限度額及び納期の状況

区分	医療分				介護納付金分		納期
	医療給付費分		後期高齢者支援金分		R3年度	R4年度	
	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度			
所得割	7.4%	7.4%	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%	第1期(6月) ~ 第10期(3月)
均等割	24,900円	24,900円	8,500円	8,300円	15,400円	15,400円	
平等割	24,900円	24,900円	8,500円	8,300円	-		
限度額	630千円	650千円	190千円	200千円	170千円	170千円	

○標準保険料率

名称	内容	応能・応益 区分	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による福岡県の保険料率の標準的な水準	所得割	7.46%	2.66%	2.37%
		均等割	43,980円	15,166円	17,205円
市町村標準保険料率	福岡県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準	所得割	7.34%	2.57%	2.27%
		均等割	26,624円	9,049円	10,223円
		平等割	27,104円	9,212円	7,974円
市町村標準保険料率 (市町村算定方式)	各市町村に配分された納付金を支払うために必要な各市町村の算定基準に基づく保険料率	所得割	7.40%	2.60%	2.50%
		均等割	26,757円	9,135円	15,959円
		平等割	25,473円	8,697円	0円

○1人当たり費用額と保険税額の状況

(単位:円)

	R2年度当初	R3年度当初	R4年度当初	R3・4比較	
医療費	434,519	417,804	445,209	27,405	6.6%
医療給付費分納付金	96,077	94,290	96,570	2,280	2.4%
医療給付費分保険税額	64,281	65,629	66,497	868	1.3%
後期高齢者支援金分納付金	29,169	29,930	29,814	△116	△0.4%
後期高齢者支援金分保険税額	22,275	22,488	22,581	93	0.4%
介護納付金分納付金	32,365	35,596	32,683	△2,913	△8.2%
介護納付金分保険税額	24,523	24,621	23,980	△641	△2.6%
保険税額(全体)	93,390	94,999	95,849	850	0.9%
1世帯当たり保険税額(全体)	156,429	155,468	151,382	△4,086	△2.6%

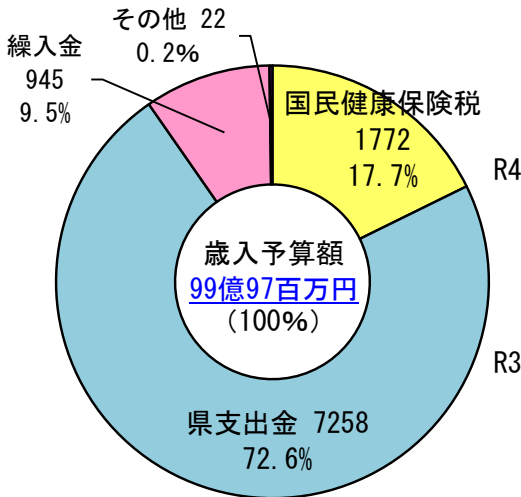
令和4年度 宗像市国民健康保険特別会計予算(事業勘定)の概要

	本年度予算額	前年度予算額	対前年度増減	
歳入	9,997百万円	9,706百万円	291百万円	3.0%
歳出	9,997百万円	9,706百万円	291百万円	3.0%

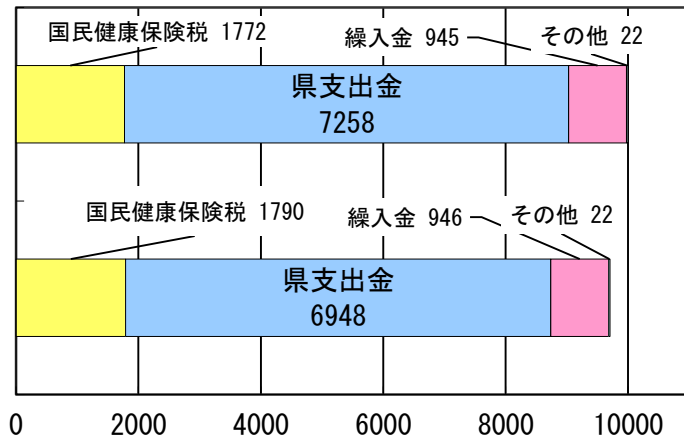
辻 伸子

(1) 歳入 (単位:百万円)

令和4年度



前年度比較



令和4年度【県支出金】の内訳

普通交付金	7,083,380千円
特別交付金	174,336千円
(内訳)	
・ 保険者努力支援分	62,640千円
・ 特別調整交付金(市町村分)	57,438千円
・ 都道府県繰入金(2号分)	32,258千円
・ 特定健診等負担金	22,000千円

令和4年度【繰入金】の内訳

保険基盤安定(保険税軽減分)	339,312千円
保険基盤安定(保険者支援分)	181,042千円
未就学児均等割軽減分	7,964千円
職員給与費等	133,798千円
出産育児一時金	19,040千円
財政安定化支援事業	128,905千円
その他一般会計繰入金	20,741千円
うち国庫支出金減額相当分	20,741千円

◆被保険者1人当たり
その他一般会計繰入金額

1,095円

基金繰入金

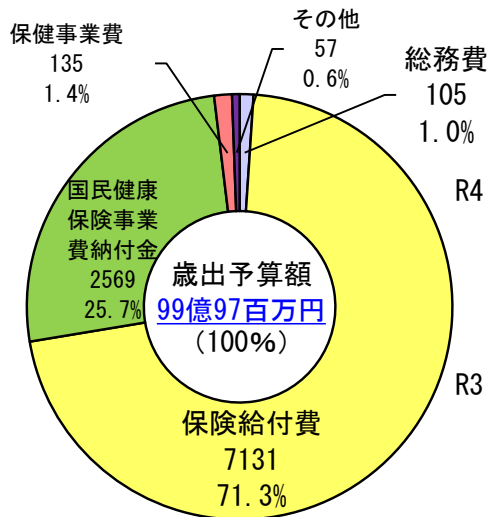
114,065千円

主な歳入は、県支出金 72億58百万円(72.6%)、国民健康保険税 17億72百万円(17.7%)、繰入金 9億45百万円(9.5%)などである。県支出金は保険給付費の増加(2億99百万円)と保険者努力支援などの交付金の増加により 昨年度より3億1千万円増加している。

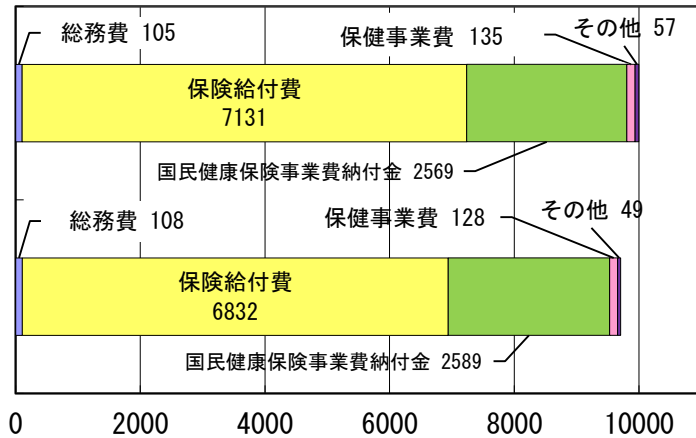
令和4年度から未就学児の均等割軽減制度が始まり、7,964千円が繰入金で補填される。

(2) 歳出 (単位:百万円)

令和4年度



前年度比較



令和4年度【保険給付費】の内訳

療養給付費	6,125,704千円	7,083,380千円 (歳入・県支出金のうち の普通交付金と同額)
療養費	57,380千円	
高額療養費	900,246千円	
移送費	50千円	
審査支払手数料	14,969千円	
出産育児一時金	28,575千円	
葬祭費	3,630千円	

令和4年度

【国民健康保険事業費納付金】の内訳	
医療給付費分	1,829,037千円
後期高齢者支援金等分	564,677千円
介護納付金分	174,788千円

主な歳出は、保険給付費 71億31百万円 (71.3%)、国民健康保険事業費納付金 25億69百万円 (25.7%) である。保険給付費のうち療養給付費等は、県支出金 (普通交付金) ですべて賄われる。国民健康保険事業費納付金は、県全体の医療給付費、後期高齢者等支援金、介護納付金のうち、国・県費等で賄われない費用を県内市町村で分担するもの。
 保険給付費は一人あたり医療費の上昇を見込み、前年度比2億99百万円増加している。国民健康保険事業費納付金は20百万円減少している。

令和4年度保険料(税)率一覧

(宗像市国保医療課調べ)

市町村 番号	市名	医療分					後期高齢者支援分					介護納付金分				
		所得割 %	資産割	均等割 %	平等割 円	限度額 千円	所得割 %	資産割	均等割 %	平等割 円	限度額 千円	所得割 %	資産割	均等割 %	平等割 円	限度額 千円
1	北九州市	7.14	-	21,110	24,990	650	2.76	-	7,910	9,360	200	2.53	-	8,770	7,680	170
2	福岡市	7.06	-	21,841	21,087	650	2.87	-	8,357	8,068	200	2.77	-	9,497	7,356	170
3	大牟田市	9.30	-	19,900	22,400	650	2.95	-	6,200	7,000	200	3.15	-	14,200	-	170
4	久留米市	9.37	辻 伸子	27,200	22,200	650	2.66	-	7,500	6,400	200	2.11	-	14,700	-	170
5	直方市	9.45	-	22,500	23,300	650	3.30	-	7,700	8,000	200	3.30	-	15,300	-	170
6	飯塚市	6.80	-	21,000	23,000	650	2.80	-	8,100	8,800	200	2.60	-	9,100	6,700	170
7	田川市	6.63	-	20,915	17,882	650	3.06	-	10,600	9,300	200	2.36	-	10,120	6,800	170
8	柳川市	8.50	-	29,000	31,000	650	2.57	-	9,067	9,711	200	2.38	-	10,789	8,446	170
9	嘉麻市	8.50	30.0	20,000	23,000	650	3.50	20.0	6,500	6,500	200	1.50	-	10,500	-	170
10	朝倉市	8.60	-	28,000	26,000	650	-	-	8,000	9,000	200	2.00	-	10,000	15,000	170
11	八女市	8.50	-	26,000	26,000	650	2.70	-	7,300	7,000	200	2.30	-	9,000	7,000	170
12	筑後市	8.30	-	29,000	31,000	650	2.60	-	8,000	9,000	200	2.30	-	10,000	7,000	170
13	大川市	8.90	-	29,000	32,000	650	2.56	-	9,000	10,000	200	2.27	-	10,000	9,000	170
14	行橋市	8.65	-	24,900	27,900	650	2.49	-	8,700	9,400	200	2.33	-	10,500	8,200	170
15	豊前市	7.30	-	21,000	27,000	650	3.10	-	8,000	6,000	200	2.10	-	9,000	4,000	170
16	中間市	8.50	-	24,500	25,000	650	3.00	-	8,800	6,300	200	2.20	-	7,000	4,500	170
17	小郡市	8.10	-	25,500	27,000	650	2.63	-	8,400	9,000	200	2.40	-	10,000	8,000	170
18	筑紫野市	7.20	-	25,000	25,000	650	2.40	-	9,100	8,600	200	2.68	-	16,700	-	170
19	春日市	6.80	-	26,433	25,159	650	2.51	-	9,212	8,769	200	2.36	-	16,899	-	170
20	大野城市	7.36	-	25,000	25,000	650	2.19	-	7,000	7,000	200	1.78	-	14,000	-	170
21	太宰府市	7.37	-	26,500	28,000	650	2.47	-	8,300	9,200	200	2.10	-	16,200	-	170
22	那珂川市	7.08	-	25,800	25,800	650	1.98	-	7,400	7,400	200	1.61	-	15,500	-	170
29	古賀市	8.40	-	23,800	26,200	650	2.90	-	8,600	9,400	200	2.40	-	13,600	-	170
32	宗像市	7.40	-	24,900	24,900	650	2.60	-	8,300	8,300	200	2.60	-	15,400	-	170
33	福津市	8.00	-	26,700	26,700	650	2.50	-	8,000	8,000	200	2.20	-	13,100	-	170
43	宮若市	9.20	15.0	22,000	23,500	650	3.00	-	7,800	6,500	200	3.00	3.19	7,900	5,600	170
59	糸島市	8.00	-	24,700	20,500	650	2.40	-	7,500	6,200	200	2.20	-	12,700	-	170
62	うきは市	10.00	7.5	27,000	24,000	650	2.70	-	8,000	6,000	200	2.30	-	12,000	-	170
76	みやま市	7.77	-	28,190	28,699	650	2.52	-	8,877	9,037	200	2.21	-	9,980	7,784	170
	市平均	8.08	17.5	24,738	25,318		2.61	20.0	8,146	8,043		2.35	3.2	11,809	7,538	

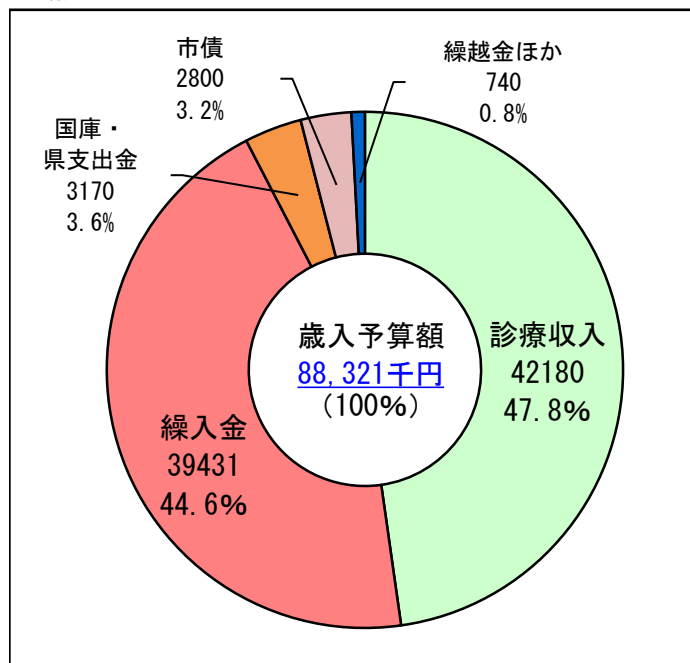
令和4年度 宗像市国民健康保険特別会計予算(直診勘定)の概要

	令和4年度予算額	令和3年度予算額	対前年度増減	
歳入	88,321千円	76,387千円	11,934千円	15.6%
歳出	88,321千円	76,387千円	11,934千円	15.6%

辻 伸子

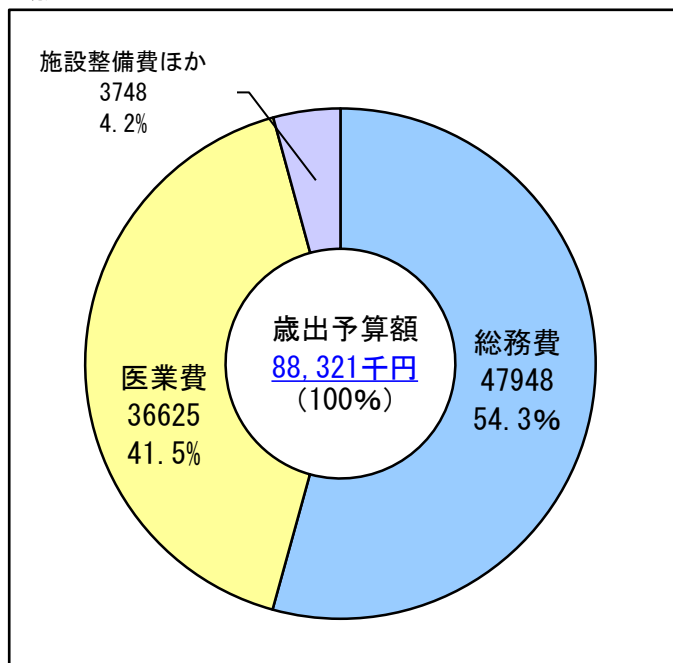
【歳入】

(単位：千円)



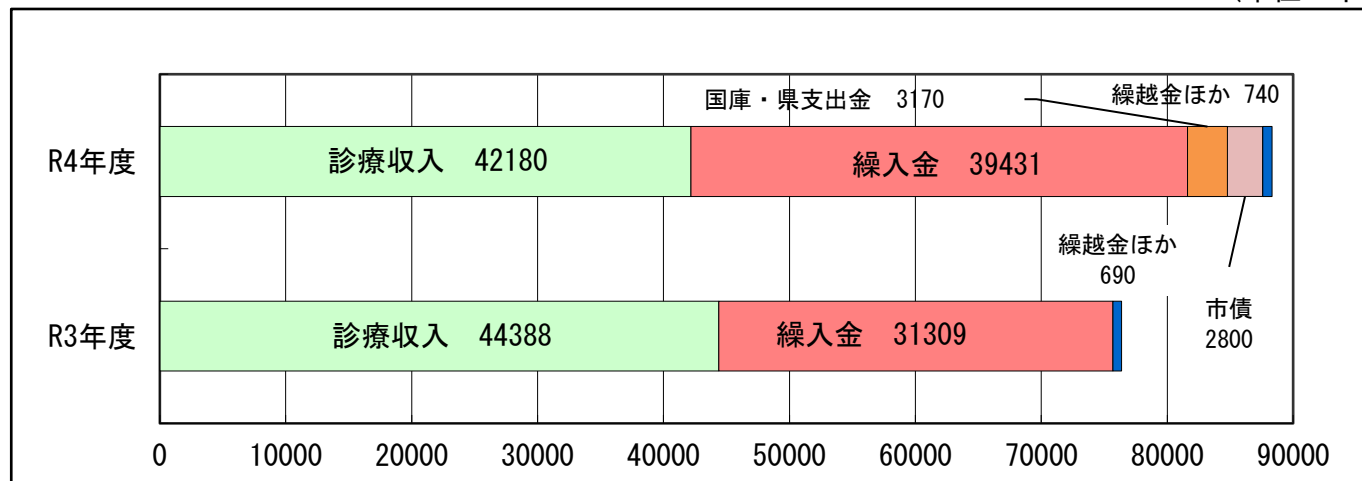
【歳出】

(単位：千円)



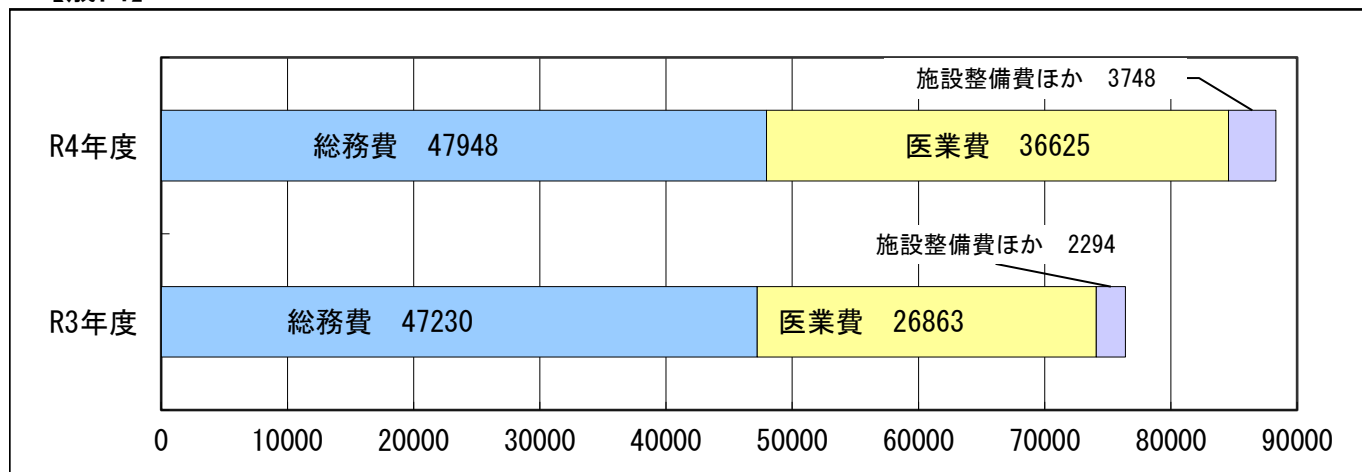
【歳入】

(単位：千円)



【歳出】

(単位：千円)



令和3年度 宗像市国民健康保険特別会計(事業勘定)決算(見込)の概要

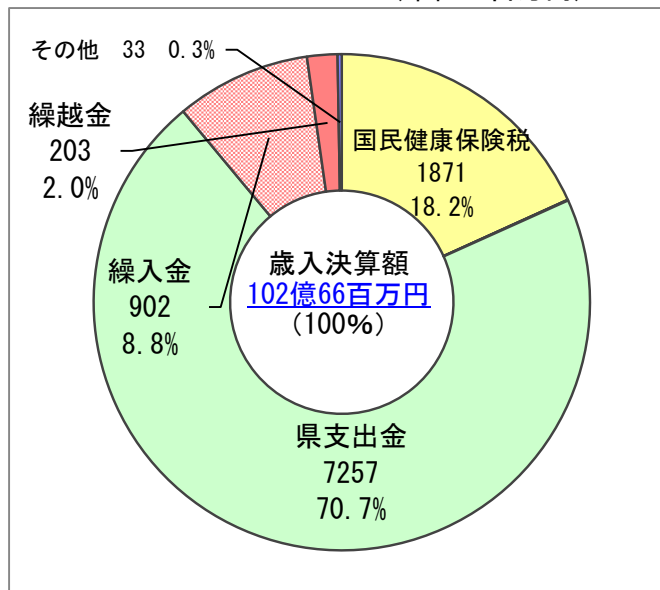
	令和3年度決算額	令和2年度決算額	対前年度増減	
歳入総額	10,266百万円	10,004百万円	262百万円	2.6%
歳出総額	10,072百万円	9,801百万円	271百万円	2.8%
差引額 (実質収支)	194百万円	203百万円	△9百万円	△4.4%

単年度収支	△9百万円(=当該年度実質収支－前年度実質収支)
実質単年度収支	33百万円(=単年度収支＋基金積立額＋地方債繰上償還額－基金等繰入額)

(1)歳入

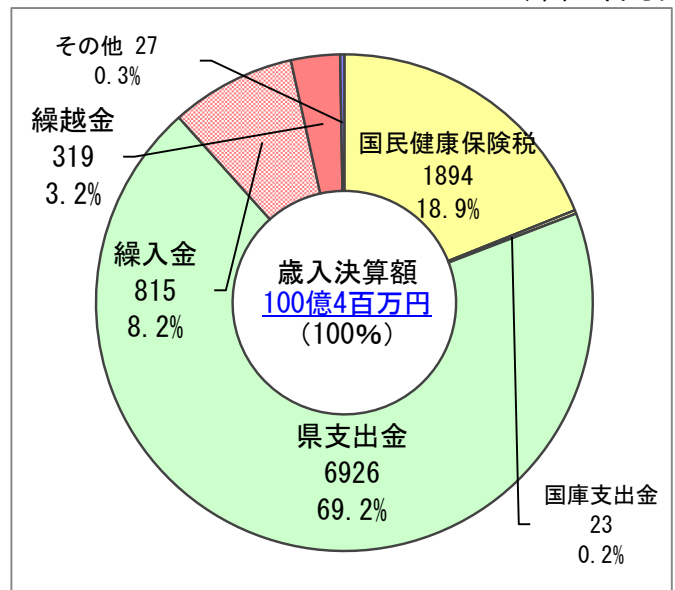
【令和3年度】

(単位：百万円)



【令和2年度】

(単位：百万円)



【県支出金の内訳】

◎普通交付金	7,037,996千円
◎特別交付金	218,671千円
(内訳)	
・保険者努力支援分	61,031千円
・特別調整交付金(市町村分)	66,641千円
・都道府県繰入金(2号分)	70,053千円
・特定健診等負担金	20,946千円

【繰入金の内訳】

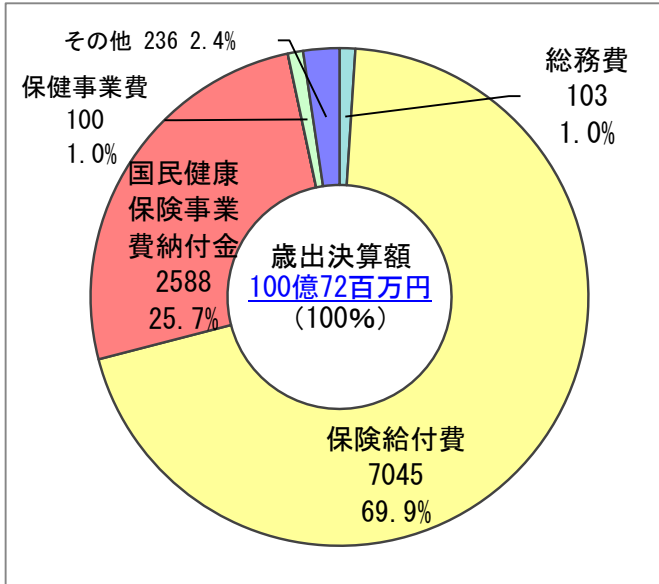
保険基盤安定(保険税軽減分)	352,880千円
保険基盤安定(保険者支援分)	187,608千円
職員給与費等	113,633千円
出産育児一時金	16,768千円
財政安定化支援事業	133,141千円
その他(公費波及増分)	17,522千円
基金繰入金	80,706千円

基金残高(R4.3.31現在)：1,378,213千円

(2)歳出

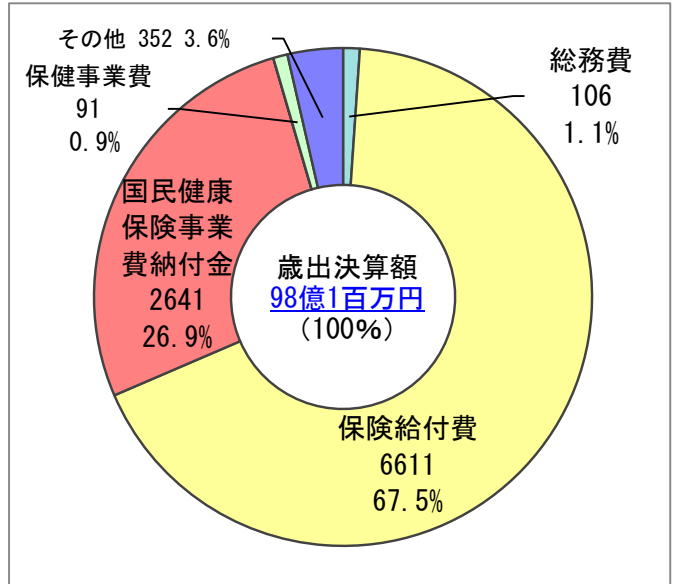
【令和3年度】

(単位：百万円)



【令和2年度】

(単位：百万円)



歳入決算額について

- ・歳入決算額は、102億6,600万円
- ・前年度決算額と比較し、2億6,200万円(2.6%)の増加

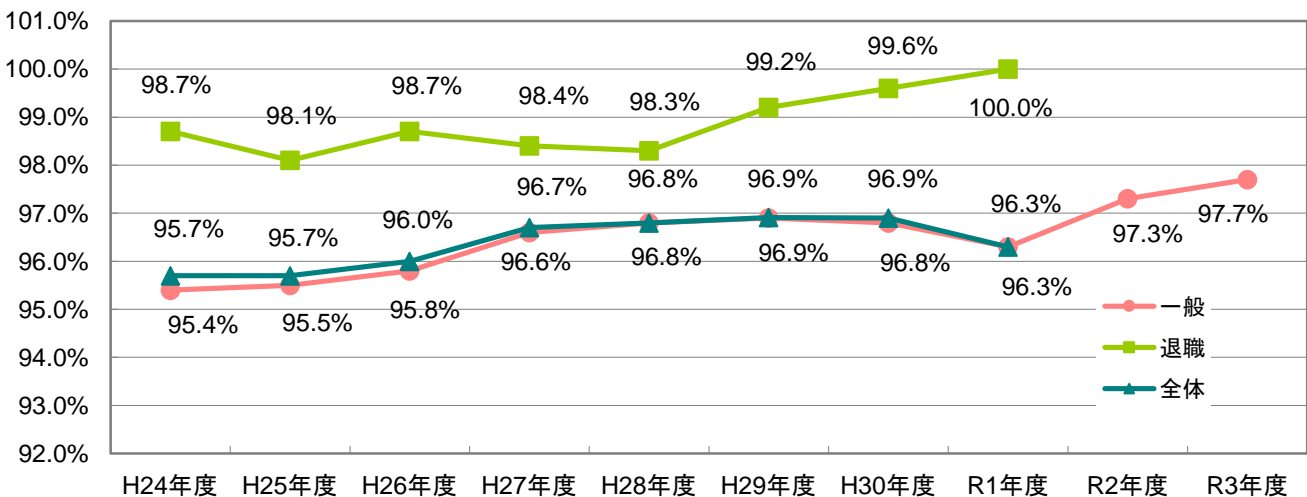
歳出決算額について

- ・歳出決算額は、100億7,200万円
- ・前年度決算額と比較し、2億7,100万円(2.8%)の増加

●宗像市国民健康保険の概況

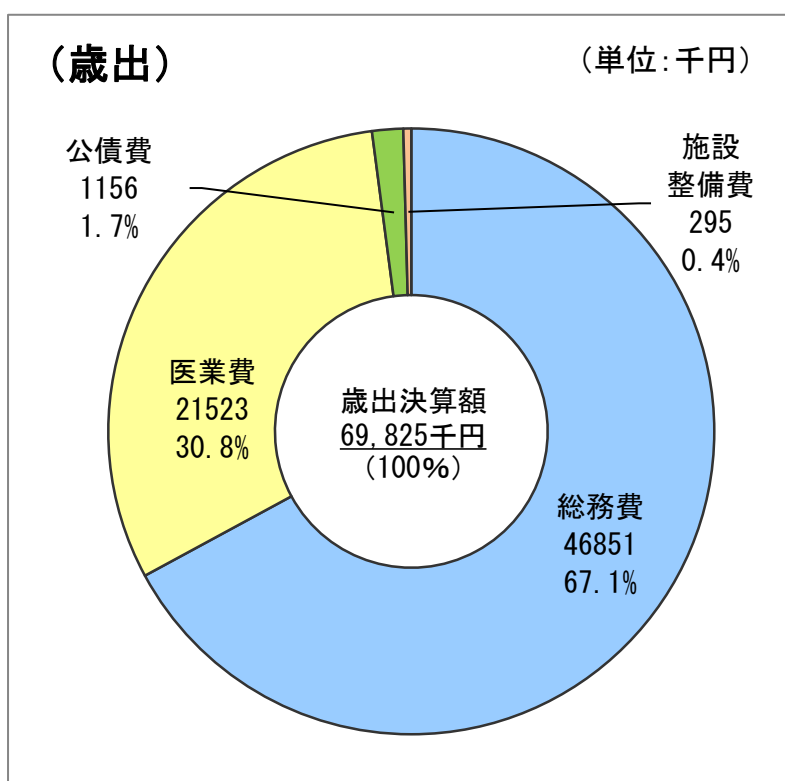
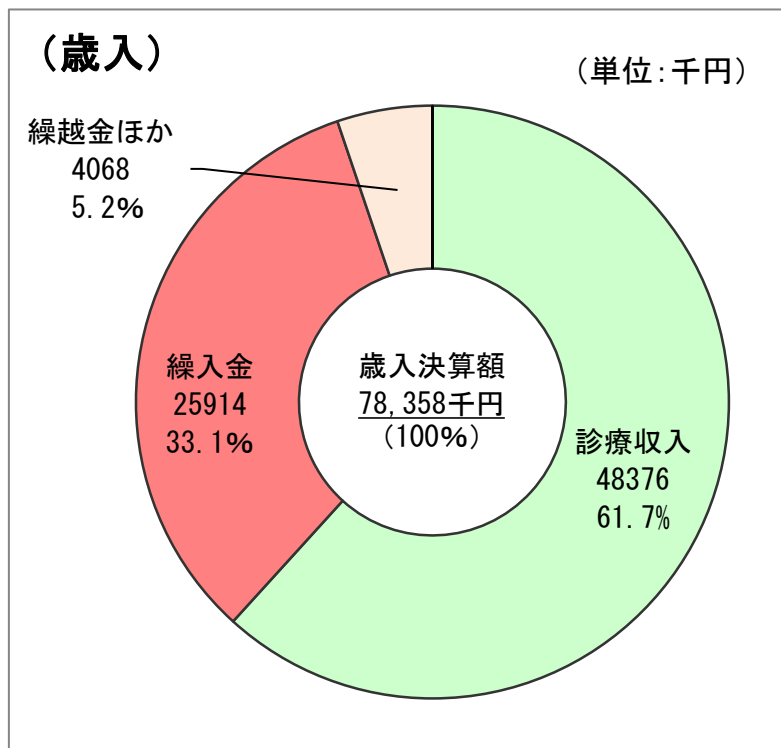
区分		R1年度	R2年度	R3年度	増減	
年間平均	世帯数	12,617戸	12,554戸	12,593戸	39戸	100.3%
	被保険者数	20102	19,748人	19,712人	△36人	99.8%
	介護保険第2号被保険者数	5766	5,621人	5,486人	△135人	97.6%
1人当たり医療費		409,180円	394,623円	420,145円	25,522	106.5%
1人当たり保険税額		93,462円	95,073円	94,648円	△425	99.6%
1世帯当たり保険税額		148,909円	149,554円	148,154円	△1,400	99.1%

○国民健康保険税(現年度分)収納率の推移



令和3年度 宗像市国民健康保険特別会計(直診勘定)決算(見込)の概要

	令和3年度決算額	令和2年度決算額	対前年度増減	
歳入総額	78,358千円	76,880千円	1,478千円	1.9%
歳出総額	辻 伸子	74,237千円	#VALUE!	#VALUE!
差引額 (実質収支)	#VALUE!	2,643千円	#VALUE!	#VALUE!



【歳入】

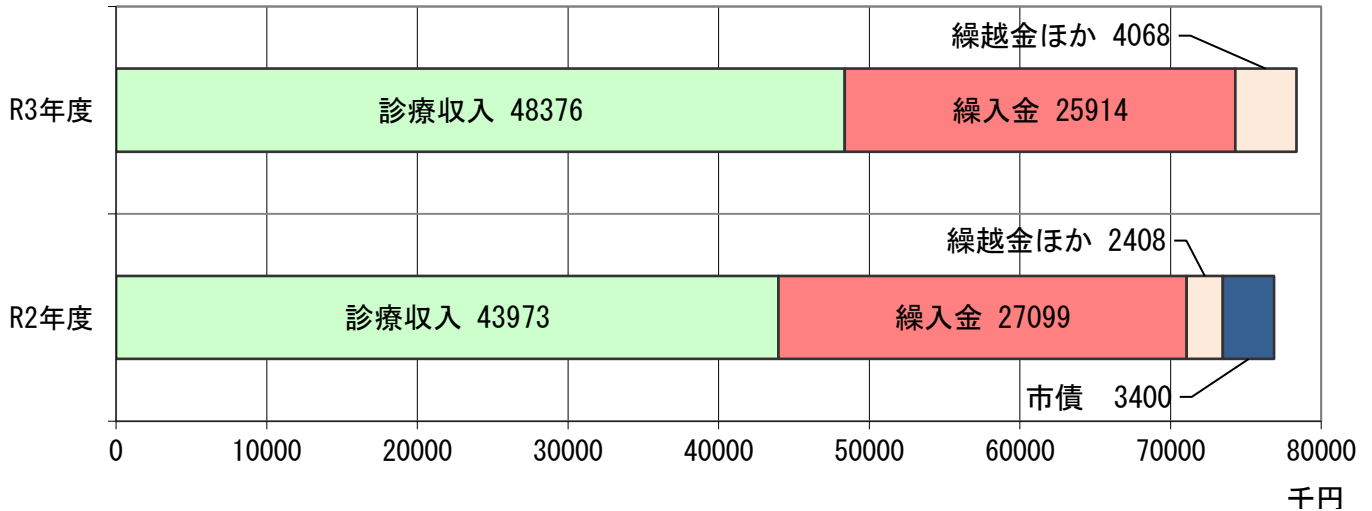
歳入決算額は、前年度と比較して1,478千円(1.9%)増加している。

(主な増加内容)

診療収入 4,403千円(10.0%)、繰越金ほか 1,660千円(68.9%)

(主な減少内容)

市債 3,400千円(皆減)、繰入金 1,185千円(△4.4%)



区分		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	増減	
開所日数		286日	282日	285日	291日	6日	2.1%
受診者数	一般診療	5,059人	4,520人	4,496人	6,491人	1,995	44.4%
	低周波治療	57人	95人	64人	43人	△21人	△32.8%
計		5,116人	4,615人	4,560人	6,534人	1,974	43.3%

【歳出】

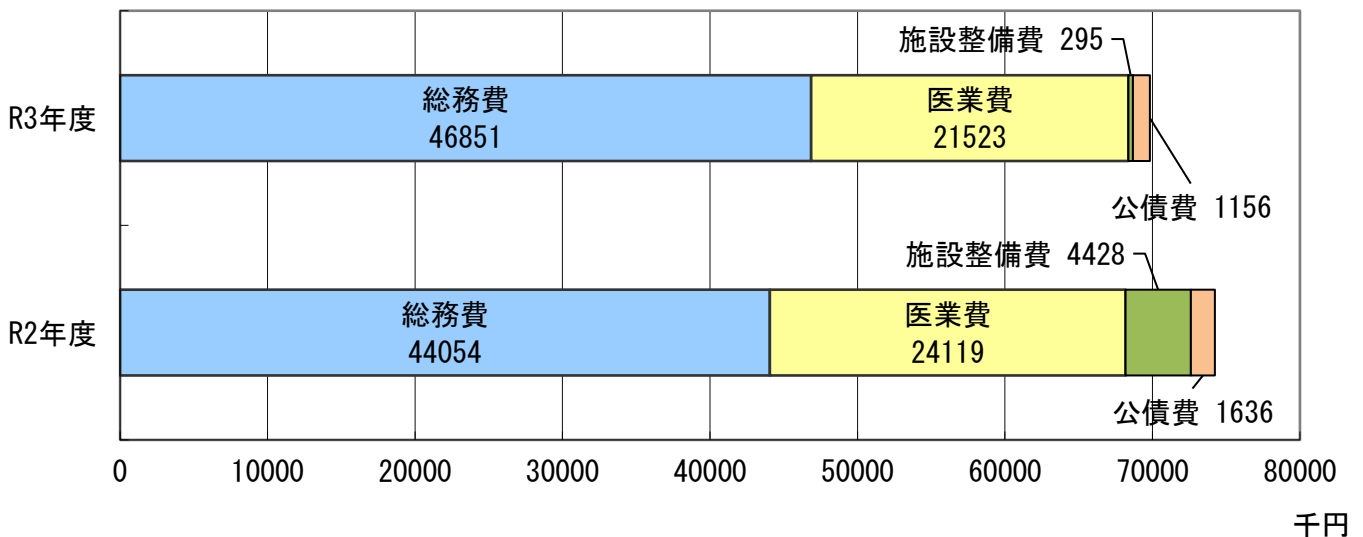
歳出決算額は、前年度と比較して、4,412千円(5.9%)減少している。

(主な増加内容)

総務費 2,797千円(6.3%)

(主な減少内容)

医業費 2,596千円(△10.8%)、施設整備費 4,133千円(△93.3%)



令和4年度国保医療費の適正化及び国保税改定等スケジュール

令和4年度第1回宗像市国民健康保険運営協議会

区分	令和4年度												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
市・三師会の連携・協働			総会	市長・会長 トップ会談	調整中				定期的な会合、情報交換				
医師会			総会	市長・会長 トップ会談	調整中				定期的な会合、情報交換				
歯科医師会			総会	市長・会長 トップ会談	調整中				定期的な会合、情報交換				
薬剤師会			総会	市長・会長 トップ会談	調整中				定期的な会合、情報交換				
推進会議、広報（事務局）				第1回 (7月)					第2回 (12月)				
(1) 推進会議の開催													
(2) 広報・周知		6/1 納通発送	7/1 年金特徴		9/1 はり・きゅう、柔整	9/15 医療費通知	10/1 医療講演会	10/15 後発医薬品使用促進	11/1 H31決算医療費分析	11/15 & 特定健診	12/15 第三者		
医療費適正化に関する事項	◆R4個別計画進行管理(企画・立案・調整・実施・進捗状況の把握検証等)												
データヘルス計画 (H30～R5) ◆R4個別計画策定・進行管理等	◆R4個別計画策定・進行管理等												
◎ 特定健診事業	特定健診の実施	他保険者調査		次年度改善検討				次年度改善とりまとめ		●未受診者への受診勧奨通知			●新年度受診 勧奨通知
◎ 特定保健指導事業	特定保健指導の実施												
◎ 生活習慣病の発症予防 (ルックルック講座、生活習慣病予防教室など)	ルックルック講座・健康相談会の実施、広報紙による啓発												
◎ 生活習慣病の発症予防 (個人へのインセンティブ)	特定健診受診者への施設利用補助事業(グローバル・リフレ・アクアドーム・宗像市サポートセンター)												
◎ 生活習慣病の重症化予防 (糖尿病性腎症重症化予防事業)	糖尿病性腎症重症化予防事業												
◎ その他の医療費適正化事業													
・重複・頻回受診者、重複服薬者対策	実施(国保連合会に委託)												
・レセプト点検の充実・強化	資格点検・内容点検・第三者行為等 柔整レセの重点点検												
・ジェネリック医薬品の使用促進	使用促進の啓発、周知・希望カードの配布、差額通知												
・第三者求償の取り組み強化	レセプト情報の活用、消防等の関係機関と連携した第三者行為の発見と届出勧奨												
・健康・医療イベント(健康教育の実施)	実施方法協議・会場手配	講師の手配 契約手続き	講師・会場・関係団体等との諸調整 PR告知(広報・HP・チラシ・ポスター)	講演会開催 (10月29日)									
今後の保険税改定に関する事項													
(1) 庁内協議体制の運営(庁議)												庁議	
(2) 令和5年度費用額の算定 税率改正シミュレーション							仮算定額による試算	推進会議	本算定による試算				
(3) 市議会									2月上旬 総務課	税条例改正案 上程審議			
国民健康保険運営協議会に関する事項													
(1) 運協の開催・審議					第1回					第2回 諮問	答申		